議案第5号

君津市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

君津市立小学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月17日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市学校再編第2次実施プログラムに基づき、君津市立大和田小学校及び坂田小学校を統合するため、君津市立小学校設置条例(昭和45年君津市条例第34号)の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市立小学校設置条例の一部を改正する条例

君津市立小学校設置条例(昭和45年君津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

Γ

	君津市立大和田小学校	<i>II</i>	大和田425番地	<i>4</i> .
	君津市立坂田小学校	IJ	坂田523番地	を
				J
Γ		1		

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(君津市立周西の丘小学校の位置の特例)

2 君津市立周西の丘小学校の位置は、令和4年4月1日から規則で定める日までの間は、 第2条の規定にかかわらず、君津市大和田425番地とする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

君津市立小学校設置条例新旧対照表

(名称及び位置)

第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条の規定により君津市が設置する小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

改正案

名称	位置
	省略
君津市立周南小学校	" 宮下2丁目25番5号
君津市立周西の丘小学校	<u>"</u> 坂田523番地
君津市立南子安小学校	ッ 南子安5丁目10番1号
	省略

附則

(施行期日)

1 省略

(君津市立周西の丘小学校の位置の特例)

2 君津市立周西の丘小学校の位置は、令和4年4月1日から規則で 定める日までの間は、第2条の規定にかかわらず、君津市大和田 425番地とする。 (名称及び位置)

第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条の規定により君津市が設置する小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

現行

名称	位置		
	省略		
君津市立周南小学校	ッ 宮下2丁目25番5号		
君津市立大和田小学校	<u>"</u> 大和田425番地		
君津市立坂田小学校	<u>"</u> 坂田523番地		
君津市立南子安小学校	" 南子安5丁目10番1号		
省略			

附則

省略